

亀岡市地域担い手応援事業

【概要】

事業実施 主 体	次のア及びイの要件をいずれも満たし、亀岡市内に主たる経営基盤を有する個人農業者 ア 実質化された京力農場プランの中核的担い手として位置付けられた者又は営農類型毎に次に掲げる規模で営農をする者 水稻：経営面積が集落農地の概ね20%以上（作業受託を含む） 水稻及び野菜：経営面積が集落農地の概ね10%以上 かつ1ha以上（作業受託を含む） 露地野菜：野菜の作付面積が集落農地の概ね5%以上 かつ50a以上 施設野菜：施設面積が10a以上 イ 次の①～③の要件のいずれかを満たすもの ① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 有機JAS認証を取得している者又は取得見込みの者
助成の対象	農業用機械又は農業用パイプ（鉄骨）ハウス 等 ※水田を活用し販売を目的に生産するため使用するもの及び農産物を保管するために使用するものに限る。 ※中古機械の場合は耐用年数が2年以上残存していれば対象とする。ただし、個人売買のものは対象外。 ※本体価格が50万円以上（税込）のもの。
事業採択 要 件	1. 国及び府の助成の対象とならないこと（国及び府の事業への申請が可能な場合はそちらを優先し、申請の結果採択されなかった場合は本事業への申請を可能とする。） 2. 機械の種類や大きさが利用計画に照らして適切なものであること
補助率等	対象事業費の1/2以内（千円止め） ※ 補助上限額は150万円とする。
その他	事業活用の翌年度から起算して3年間、利用状況等を報告するものとする。